

平成22年度第4回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成23年 2月21日（月）午後1時30分～午後3時30分
場 所：帯広市役所10階 第5A会議室
出席委員：仙北谷会長、野村副会長、市原委員、岩崎委員、菅野委員、後藤（健）委員、後藤（美）委員、小森委員、新妻委員、松原委員、村田委員、横川委員、吉田委員（以上13名）
事務局：米沢市長、伊藤都市建設部長、高嶋企画調整監、中村都市計画課長、柴田土木課長、鈴木宅地開発担当課長
（都市計画課）佐藤課長補佐、福島課長補佐、田中宅地開発担当課長補佐、木原主査、川角主任、広沢主任、岡田主任、秋田主任、
（土木課）後藤課長補佐、平野主査
傍聴者等：報道関係者2名
配付資料：会議次第、議題説明書、報告事項資料1、諮問・付議事項資料1、諮問・付議事項資料2、諮問・付議事項資料3、その他事項資料1、出席者名簿

1 開 会

2 会長挨拶

仙北谷会長から平成22年度第4回帯広市都市計画審議会開催にあたっての挨拶がありました。

3 出席確認、配付資料確認

事務局から、出席の委員が13名であり、過半数の委員が出席していることから、審議会が成立していることが報告されたとともに、事前に送付した資料と当日配付の資料について確認がされました。

4 議 題

(1) 諮問・付議書の交付

米沢市長から仙北谷会長に諮問・付議書が交付されました。

(2) 報告事項

① 帯広圏都市計画公園・緑地の変更（付議）

昨年12月22日開催の本審議会において付議し承認されたことから、会長専決により承認書を12月28日に交付し、本年1月11日付け帯広市告示第11、12号で決定されたと報告がありました。

○ 報告事項について、委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(3) 諮問・付議事項

ア 土地区画整理事業に係る都市計画の変更

① 帯広圏都市計画西地区第1土地区画整理事業の変更（諮問）

② 帯広圏都市計画緑商第二土地区画整理事業の変更（付議）

長期間に渡り、区域の一部が未施行となっている「帯広圏都市計画西地区第1土地区画整理事業（148.4ha）」と、「帯広圏都市計画緑商第二土地区画整理事業（43.3ha）」について、住宅地として必要な公共施設整備がなされ、生活環境の改善もほぼ達成されており、事業の必要性が低下しているため、未施行区域を変更（廃止）するものです。

○ 諮問・付議事項に係る審議

上記の諮問・付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び諮問・付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

<西地区第1について>

新旧表の「旧」の理由は、『当地区は、明治30年頃より開拓が始まり、一部市道の外は農道、私道を利用しながら逐次住宅化され、区域内及び附近には、学校、病院等の公共施設が多数設置されているが、区域内の都市計画施設は整備されないままになっているので、これを土地区画整理事業の施行により整備し、健全なる市街地を造成するものである。』となっています。当時の土地区画整理事業の目的は、公共施設の配置と宅地の整備でした。

次に、「新」の理由は、『本事業は、公共施設の整備と宅地の利用増進を目的として昭和38年に都市計画決定され、面積148.4haの一部、「西第1北」(36.6ha)及び「西地区第2」(55.9ha)については、昭和52年度までに事業を完了している。残る区域(55.9ha)については、事業未着手ではあるが、民間による開発行為及び帯広市の個別事業により、住宅地として必要な公共施設整備が成されるとともに、地区の生活環境の改善はほぼ達成され、事業の必要性は低下していることから、事業未着手の55.9haの区域を変更(廃止)する。』です。

内容ですが、面積は約148.4haが約92.5haに縮小されます。この約92.5haというのは、既に土地区画整理事業を行った区域を都市計画の区域とするということです。この区域内の道路7街路、公園、緑地、上下水道整備、宅地の整備等の公共施設は土地区画整理事業を既に行っていますので、全て整備済という内容です。

次に、廃止をする区域の公共施設整備についてですが、この地域は西第1北として、39年から45年に36.6haで事業が行われ、その後、西地区第2として、46年から52年に55.9haで事業が行われましたけども、残りの55.9haは未施行の状態となっています。

次に、公共施設の整備状況ですが、都市計画道路の4路線は54年度には整備を終えています。「ウツベツ川」については、北海道の改修により、46年から48年の3ヶ年で整備を終えました。「下水道」は、概ね55年から57年にほぼ汚水の整備を終えています。あと、「新栄こぼと児童公園」は、まだ最終的な整備は終えていませんが、会館、ちびっ子広場として、現在使われている状況です。「区画道路」については、すでに昭和53年には現在の道路体系になっていました。

あと、地区面積に占める区画道路の用地の割合を区画道路用地率といますが、実際に土地区画整理事業を行った西第1北、西地区第2より未施行区域の方が高くなっています。また、整備レベルはどれも特殊舗装の状態、同等となっています。

以上、未施行区域における公共施設の整備経過と現状から、住宅地として必要な公共施設はほぼ達成されていると判断し、事業の必要性は低下していると考えました。

次に、都市計画を変更するにあたっては、地域の合意というものが非常に重要となってきますが、今回の変更にあたり、地域へのアンケート調査と地域説明会を行いました。このアンケート調査は640名の地権者に対し、回収率が47.3%でしたが、そのなかで、「土地区画整理事業の廃止について」という質問をしまして、「廃止に賛成する」が175名、58%、「反対である」が23名、8%、「その他」が34%と、未記入が1%ありました。

また、地域説明会を4ブロックに分けて行いましたが、残念ながら出席者は7名と少なかったのですが、出席された方からは廃止についての同意をいただいております。このアンケート調査と地域説明会の結果をもちまして、私たちは地域の合意が得られたものと考えたところです。

今後のスケジュールですが、都市計画変更の面積が50haを超えているため、北海道決定の案件となります。今回の審議会の承認を得られた後に、北海道へ「案の申し出」を行い、

「公告・案の縦覧」を6月から7月、「北海道都市計画審議会」が7月、「決定・告示」は8月中旬を考えています。

<緑商第二について>

「旧」の理由は、『本地区は、近年特に本市の西南部に市街化が進んでいるなかで、公共施設等が未整備であり、建築基準法による位置指定道路が多く排水施設も未整備な状況である。このため、本地区内の未利用地の利用増進と共に、都市計画道路・区画道路・公園等の都市基盤整備を行ない、生活環境の改善を図り、健全な市街地の形成を促進するものである。』となっています。

「新」の理由は、『本事業は、公共施設の整備と宅地の利用増進を目的として、昭和61年に都市計画決定され、面積43.3haの一部、「緑商第二」(34.6ha)及び「緑商第三」(4.8ha)については、平成21年度までに事業を完了している。残る区域(3.9ha)については、事業未着手ではあるが、民間による開発行爲及び帯広市の個別事業により、住宅地として必要な公共施設整備が成されるとともに、地区の生活環境の改善はほぼ達成され、事業の必要性は低下していることから、事業未着手の3.9haの区域を変更(廃止)する。』です。

ここについても、土地区画整理事業を終わったところだけを都市計画区域とし、事業未着手の部分について、都市計画区域から除外するというものです。従いまして、面積が、約43.3から39.4haに縮小されます。

次に、廃止をする区域の公共施設整備ですが、こちらは位置指定道路が多く、公共施設整備が未整備であるということから、土地区画整理事業により、都市計画道路、区画道路、公園等の都市基盤整備を行うということです。この位置指定道路というのは、道路として機能していますが、その底地の土地の持ち主が個人の方であるため、もし、下水道、水道、特殊舗装などの地域要望があった場合に、帯広市が必要と思いましても、地主の承諾が得られなければ整備ができません。また、位置指定道路というのは、4m以上の道路で、条件が許せば位置指定がされますので、幅員が狭い、行き止まり、そういった問題もあります。

都市計画決定は43.3haでしたが、緑商第二として、平成3年から15年に34.6haで事業が行われ、引き続き緑商第三として4.8haを平成18年から21年に事業を行いました。残りの3.9haが未施行の状態のままとなっています。この区域の中にある開発行爲区域というのは、地区外で都市計画の区域には入っていません。

次に、未施行区域における公共施設整備ですが、こちらは面積が小さく、都市計画施設としては、「下水道」のみで、公共施設は「区画道路」のみとなっています。

この地域は、位置指定道路が多いということでしたが、この未施行区域は全て市道になっており、位置指定道路はありません。「下水道」の整備は、平成15年から18年に終わっています。「区画道路」も、既に、昭和41年以前に個人の開発で施行が終えておりまして、用地の寄附が41年と43年、市道認定が昭和58年にされています。

区画道路用地率は、当区域と緑商第三とは同じ割合であり、緑商第二よりも多い状態です。整備レベルは、土地区画整理事業を行ったところでは、歩道と車道を分離した道路、舗装は高級舗装、永久的な舗装となりますが、未施行区域については、そういう整備がされていないため、砂利道の状態となっています。

地域合意ですが、こちらについても、アンケート調査を実施しています。回答者72名の回収率55.6%、回答者は40名ですが、土地区画整理事業の廃止について、「賛成をする」が32名、80%。「反対である」が8名、20%でした。

この地区については、実は地域説明会を行っていません。というのは、こちらは緑商第二の土地区画整理事業を立ち上げるとき、その後の緑商第三を立ち上げるとき、ずっと参加してもらうように地域説明を何回もしてきた地区でした。また、何回もアンケート調査をしてきて、いままでと同じような状況であったため、今回は確認に留めたということです。

今後の作業スケジュールについてですが、こちらは帯広市決定でありまして、今回の審議会の承認を得られた後に、北海道への「事前協議」を4月中旬、「公告・案の縦覧」を6月

上旬から中旬、報告を7月上旬、北海道の「同意協議」を7月中旬に行いまして、「決定・告示」を8月中旬に考えているところです。

(委員からの主な意見・質疑)

【各委員】 異議なし。

【A委員】 一点いいですか。新旧表で、西地区第1の方が、「変更（廃止）」となっていてますけど、緑商第二が「廃止（変更）」となっています。

【事務局】 「変更（廃止）」です。

【会長】 では、そこのところを訂正していただくということで。
それでは、他になれば、この件については、承認することとしたいと思えます。よろしいですね。それでは、そのように決定します。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

イ 地区計画に係る都市計画の変更

① 帯広圏都市計画つくし野地区地区計画の決定（付議）

民間の開発行為により住宅地が造成されることから、開発行為の事業効果の維持・増進を図り、将来にわたって調和のとれた良好な市街地が形成されるよう、地区計画を決定するものです。

② 帯広圏都市計画弥生東地区地区計画の変更（付議）

地区整備計画の未決定区域において、民間の開発行為により事業系の土地利用が行われることから、周辺の住環境に配慮しながら良好な市街地の形成を図るため、地区整備計画を拡大するものです。

○ 諮問・付議事項に係る審議

上記の諮問・付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び諮問・付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

〈つくし野地区の決定〉

「1 地区計画の方針」は、名称がつくし野地区地区計画、位置が帯広市南町南6線の一部。区域は計画図表示のとおり。面積は約1ヘクタールとなっています。

「地区計画の目標」は、『当該地区は、帯広市の中心部より南へ約3kmに位置し、近傍に都市計画道路「共栄通」「弥生新道」があるなど交通アクセスに恵まれ、周辺には生活利便施設が立地している利便性の高い地区であります。当該地区は、民間の開発行為により、住宅地が造成されることから、地区計画を定め、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化による住環境の悪化を未然に防止し、良好な市街地形成を図ること』を目標としています。

ここは、もともと帯広市の緑南団地である市営住宅の跡地であり、平成22年8月に一般競争入札により、売り払いを行い、民間事業者が購入し、今回、開発行為を行うこととなります。

次の「土地利用に関する方針」は、『良好な住宅市街地にふさわしい住環境の保全に配慮し

た土地利用を図る』こととしています。

「地区施設の整備の方針」は、『地区内の区画道路については、当該開発行為により整備されるので、その機能の維持、保全を図る。』こととしています。

「建築物等の整備の方針」は、1から5までありますが、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「建築物の壁面の位置の制限」、「建築物等の形態または意匠の制限」、最後に「垣又はさくの構造の制限」を定めています。

次に、「地区整備計画」です。建築物等に関する事項の中の、地区の区分、地区の名称は、「専用住宅地区Ⅰ」、面積が約0.9ヘクタール。「専用住宅地区Ⅱ」、面積が約0.1ヘクタール。

具体的な地区整備計画についてですが、「建物の用途」は、次に掲げるものが建築できるということで、1番、住宅。2番、次に掲げる用途を兼ねる兼用住宅（延べ面積の1/2以上が居住の用に供し、その面積が50㎡まで）兼用の用途が50㎡までとなっています。兼用で建てられる用途は、日用品販売店舗、食堂、喫茶店。理髪店、美容院など。学習塾、囲碁教室。美術品、工芸品などのアトリエ、工房となっています。工房については、0.75キロワット以下の原動機の使用に限るとなっています。そのほか、3番の共同住宅となっています。

「専用住宅地区Ⅱ」については、1番の一般住宅と3番の共同住宅は同じですが、2番目の兼用住宅が、兼用住宅の延べ面積の1/2以上が居住の用に供するもので、先ほどは50㎡でしたが、こちらは全面積の1/2以上が居住の用に供しなければならないということと、兼用する用途が、この用途ではなくて、第2種中高層住居専用地域で建てられるものとなっています。

あと、「敷地面積の最低限度」は、最低面積が200㎡以上。

「建物の壁面位置」については、北側は1.5m以上、道路の場合は1m以上。それ以外の敷地については1m以上離すことになっています。付属車庫等は、軒高が2.3mを超えるものについて、住宅と同じように、北側が1.5m以上、その他の敷地が1m以上となっています。

あと、門の高さは1.5m以下、塀は高さ1.2m以下ですが、生け垣については制限がありません。

次に、「建築物等の形態又は意匠の制限」についてですが、『1 建築物等の形態及び意匠については、良好な都市景観の形成に資するものとする。2 広告物、看板等で刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損ねるものは設置してはならない』となっています。

<弥生東地区の変更>

「1 地区計画の方針」ですが、この地区は平成21年3月31日に都市計画決定をし、今回、「地区整備計画」について変更するものです。位置は、帯広市東10条南15丁目から17丁目までの各一部及び東11条南14丁目から17丁目までの各一部。区域は計画図表示のとおり。面積が約2.6ヘクタールとなっています。

「地区計画の目標」は、『当該地区は、帯広市の中心部より東へ約2kmに位置し、都市計画道路「弥生通」に接する交通の利便性に恵まれた地区であります。また、東側は十勝川水系河川緑地（札内川）に接しております。地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、良好な住環境の形成を図ること』としています。「建築物等の整備の方針」は、つくし野地区と同様です。

次に、「地区整備計画」についてですが、まず「新旧対照表」を参照していただきたいと思えます。地区整備計画区域の面積が現行の約2.1ヘクタールから、今回約2.6ヘクタールとなりますので、約0.5ヘクタールの増加になります。

今回、土地所有者により、開発行為が提出され、土地利用が決まったことから、その部分を整備計画の中に入れていくということでもあります。開発行為の事業計画によりますと、この部分については葬祭場の建設を予定しているということです。

次に、「建物の用途」は、『次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。今度はダメなものを書いてありますが、1番のホテル、旅館、2番のボーリング場、スケート場、水泳場、その他これらに類する建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設と書いてありますが、具体的にはスキー場ですとか、ゴルフ練習場などがございます。3番の自動車教習所、4番の畜舎、5番の自動車車庫などは建てられない』ということになっています。その他に、第1種住居地域の用途制限もあります。

次に、「敷地面積の最低限度」は、こちらと同じ200㎡以上ということになっています。

「建物の壁面位置の制限」は、敷地境界線の北側は1.5m以上、道路の場合は1m以上、それ以外については1m以上。この地区は横に河川敷地がある場合があり、河川敷地がある場合は離れの制限はありません。付属車庫は、つくし野地区と同様です。

また、「門及び塀の高さ」、「建築物等の形態又は意匠の制限」についても、つくし野地区と同様となっています。

今後のスケジュールですが、今日の都市計画審議会で付議し、承認された後、北海道の「事前協議」を行い、「公告・案の縦覧」の後、つくし野地区については、北海道の「同意協議」を行い、最終的に4月上旬に「決定・告示」をしたいと考えています。

(委員からの主な意見・質疑)

【B委員】 最初のつくし野地区ですが、ここは第2種中高層の地域で、専用地区Ⅰというのが、用途地域の第2種中高層の内容より厳しくなっていて、どちらかというところ、専用地区Ⅱの方が第2種中高層並み、用途地域並みということですよ。それと、僕の記憶が間違っているのかわかりませんが、ここは民間で開発されていて、既に建っていませんでしたか。まだでしたか。

【事務局】 反対側にはありますが、この地区はこれから始まるところです。

【B委員】 それでは、開発行為と地区計画で同時に網をかけて、これからやっていくということですね。

【C委員】 今回の地区計画を作る対象地域の周辺で、同様の地区計画が実施された経過はありますか。要は、制限が厳しくなっていくわけですから、まわりも同様なものがあつたのかなかったのかを聞きたいのですが。

【事務局】 つくし野地区の周辺ではないです。

【会 長】 本件は承認することとしてよろしいか諮ります。

【各委員】 異議なし。

【会 長】 それでは、異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

ウ 道路に係る都市計画の変更

① 帯広圏都市計画道路の変更（付議）

3・4・24号公園東通の事業実施に伴い、一部区域の変更を行うものです

3・4・64号稲田4号通の終点から約620mの区間において、将来交通量に応じた幅員に変更し、事業実施に伴う詳細設計の結果、法面部の区域を追加するとともに、河川

整備計画と整合を図り、橋梁の構造や幅員を変更するものです。

○ 諮問・付議事項に係る審議

上記の諮問・付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

事務局からの説明及び諮問・付議案件に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

<公園東通の変更>

公園東通は、公園東町5丁目を起点とし、稲田町の「大通(国道236号)」を終点とする全長約4,260m、代表幅員21mの2車線の道路です。

現在、公園東通は、稲田川西土地区画整理事業地内の「学園通から稲田2号通」の区間約0.5kmを、帯広市が平成20～23年度までの4ヶ年で整備を進めています。

今回の変更は、道路本体と民地側に高低差があることから、道路の両サイドに法面の区域を設定していましたが、その一部の延長約13mについて、民地側の整備計画の変更により、法面が不要となることから、法面の区域から外すというものです。

<稲田4号通の変更>

稲田4号通は、国道236号から弥生新道の全長約1,090m、代表幅員21mの2車線の道路です。大通から機関庫の川の区間については、稲田川西土地区画整理事業のなかで整備が行われています。

今回の変更箇所は、弥生新道から機関庫の川を渡りまして、稲田川西土地区画整理事業の区域、約0.6kmの区間について、将来交通量に応じた幅員に変更するものです。また、詳細設計の結果、必要となった法面部の区域を追加するとともに、機関庫の川整備計画に合わせまして、橋梁の構造や幅員を変更するものです。

まず、「基本断面の変更」について説明します。将来交通量に応じた幅員ですが、平成20年3月に策定されました帯広圏交通マスタープランにおいて、平成37年の将来交通量が約1,100台と推計されたことから、道路構造令の基準に合わせて、車線の幅員を3mから2.75mに変更するものです。

当初決定では、車線を3mの両側6mで計画していましたが、将来交通量が減少することから、1車線あたり2.75mの両側で5.5mに変更するものです。現計画では、この車道6mに路肩と歩道を合わせて、基本断面を12mとし、それに保護路肩として1.5mを加えた13.5mで決定していますが、今回は、将来交通量の減少に合わせて、車道を5.5m、それに路肩と歩道を合わせて、基本断面を11.5mに変更するものです。

まず、「弥生新道との交差点の拡幅部」ですが、この交差点から約77mの区間については、右折車線を設ける関係で拡幅しています。当初決定では、車線の幅を2.75m、拡幅部については、縮小値を採用していますので、当初決定でも2.75mとしていました。この道路幅員12.75mに、保護路肩として1.5mを加えました総幅員14.25mと決定していましたが、今回は道路幅員13.25mに、必要な法面の区域を加えて変更するものです。

次に、「弥生新道の交差点拡幅部から機関庫の川の区間」、延長約453mについては、基本断面12mに保護路肩1mと0.5mを加えた13.5mで決定していましたが、今回、基本断面を11.5mに縮小して、道路整備に必要な法面の区域を加えて変更するものです。こちらについては、基本断面が変わるとともに必要な法面の区域を確保するものです。

次、「機関庫の川の橋梁部」になります。この区間、延長約41mは、当初決定では橋長を約38mとしていましたが、河川管理者である北海道帯広建設管理部が「機関庫の川河川計画」及び「機関庫の川ふるさとの川整備計画」を策定したことから、それらと整合をとり、橋長を約21mに縮小するものです。

また、交通量の減少によって、車道幅員6mから5.5mに変更するとともに、歩道の幅

員を当初3.5mで計画していましたが、こちらについては、路上施設帯として0.5mをとっていましたが、都市整備事業実務要領の改訂によりまして、橋梁部には路上施設帯0.5mを設けなくなったことから、その分を減らして、歩道を3mとし、橋梁部の幅員を1.3mから1.2mに変更するものです。

次に、「稲田川西土地区画整理事業区域内」の延長約4.6mになります。当初決定では、両側歩道ということで計画していましたが、事業実施に向け関係機関と協議した結果、機関庫の川西側の歩道計画にあわせまして、北側の歩道5.5mを減らし、道路幅員を2.1mから1.5.5mに変更するものです。

次に、「稲田4号通の整備に関連して行いました環境調査」について説明します。帯広市の稲田エリアは、市の環境基本計画のコアエリア並びに緑の基本計画で緑の拠点として位置づけられた帯広農業高校自然環境保護緑地を中心として、機関庫の川河畔林、ボーイスカウトの森など、緑豊かな自然環境となっています。

稲田4号通の整備にあたりまして、こういった自然環境が周辺にあることから、これまで4回、地域住民、環境団体に説明を行ってきました。その中で、稲田川西土地区画整理事業に伴う環境影響評価書（平成15年2月）において、『貴重な動植物が確認されており、環境調査を行うべき』との意見や昨年6月に環境団体の調査で貴重種が確認され、その場所が工事箇所非常に近いということから、今回、環境調査を行いました。

（ 調査内容の説明 ）

この調査結果を、今年1月28日に地域住民と環境団体へ説明し、工事にあたっては濁水流入の防止、工事範囲に絶滅危惧種や希少種が生息していた場合の移動、工事による改変範囲の最小化など、環境への影響を最小限にして工事を行うことを説明しました。

環境団体からは、環境調査が不十分、工事後の影響調査が必要など、ご意見をいただきましたが、今後も、節目、節目で現地での説明会などを開催し、ご意見をいただきながら環境に配慮して工事を行うこと、また、工事後の調査については予算確保に向け努力していく旨説明し、ご理解とご協力をお願いしたところです。

最後に、今後のスケジュールについて説明します。「公園東通」、「稲田4号通」とともに帯広市決定ですので、本日の都市計画審議会において、本案のとおり承認されますと、北海道と「事前協議」を行います。事前協議が終わりましたら、「公告及び案の縦覧」を行った後、5月上旬の帯広市都市計画審議会に報告、北海道との「同意協議」を経て、6月上旬に「決定告示」となる予定です。

（委員からの主な意見・質疑）

【D委員】 環境調査の話は、今日の付議事項とは別件という扱いですか。

【事務局】 地域に調査を行った結果を説明して、今日の都市計画審議会に望んでいるということで、案件には直接関係ありません。

【会 長】 環境調査については、いずれにしろ、必要なものであるという考え方でよろしいんですね。変更する、しないにかかわらず。

【事務局】 帯広市として、環境に配慮したまちづくりをやっていくということで、事前の調査が必要だということから調査したものです。

【B委員】 法面があるところで、歩道が3.5m、その横に保護路肩0.5m、反対側に1m、図面内容は変更後も同じけども、ただ、保護路肩がなくなっている。土木工事にあたっての保護路肩の必要性、もともと必要がないなら、なぜ、みられ

ていたのか、なくしても法面に対して何も影響がないのか、その辺がよくわからないので、教えていただきたいのですが。

【事務局】 保護路肩は、まちなかでは宅地の地盤とほぼ同じ高さで道路が整備されますのであまりありません。郊外部になりますと、周りが畑とかになって、道路が高くなると法面が必要になります。そういうときには、車道側では保護路肩1m、歩道側では0.5mの保護路肩を確保するようになっていきます。今回も、保護路肩を確保しています。

当初決定では、道路の上幅のみ決定ということで、保護路肩までを含めた幅で決定していましたが、今回はこの法面の中に、それぞれ保護路肩が入っています。表示が紛らわしくて、申し訳ないですけど、もともとあった保護路肩はこの法面の区域に含まれているということでご理解いただければと思います。

【B委員】 環境調査についてですが、実際に、最近よくテレビで、外来種の圧倒的な力で、どんどん日本の古来の種がやられているというのを良く目にします。

先ほど、それとは別な話ですよという話もありましたが、それどうなんでしょう。簡単に無視できる話なのか、僕らが判断するにあたって。そこまで我々が踏み込む必要がないのかもしれないですけども、後で調査することも検討していますよということも含めて、考えるべきなのか。

例えば、工事したら、土砂が出てきて、どうなるかもわからない。当初から聞いていたけども、都市計画審議会はOKしたから進んでしまいましたと、そういう話で良いのか。ちょっとその辺の立場というのか、もうちょっと明確に教えていただけませんか。

【事務局】 貴重種がいたことがわかって、この前の説明会の時も、どうしてもここをいじりますから、工事の時に濁水や何かが出たら影響が出ると。

通常であれば、ここで見つかったものは、上流へ移植というのがベターですけど、この工事の範囲内に、工事着手前に調査して、もし、そこで生息していた場合には、下流に移植した方が良いのではないかとされています。そうした工事の方法も、環境団体の方に説明しています。

ただ、貴重種に関しては、いまだどうやって保全するか、移植して残るか、はっきりしたことはまだわかりません。環境団体の皆さんもいっていますが、非常に弱いと、環境省のレッドリストの絶滅危惧種Ⅱ類にも指定されているということで、非常に扱いは難しいとされています。

【会長】 この「稲田4号通を整備する」という話と、「今回変更する」という話、それから「貴重種」という話の関係ですよ。この稲田4号通は整備するというのは前から決まっていたので、その関係で、貴重種については環境調査をしなければならなかったと思いますけど、この保護ではなく、「変更する」ということと、「貴重種をどうするか」ということは別件になるのかなと思います。

いずれにしろ、この「貴重種をどうするか」という話は、この変更する、しない、あってもなくても、検討しなければならない課題という気がしますが。そういう理解でよろしいですよ。

【B委員】 そう思いますけど、これまでは貴重種の話をお聞きしていません。ただ、やることに関しては、もともとOKになっているじゃないですか。ただ、形態を変えるだけの話ですけど、この時点で初めて今回聞くわけじゃないですか。聞いていても、関係なく良いですよというのがなんとなく心苦しいかなと思ったので。

何か善後策で、もう予定されているのであれば、我々も気持ち良くというか、

保全できないかもしれないけども、ちゃんと移してやりますよということがわかっているのなら、すごく気が楽ですけど。

【会 長】 市の方では、引き続き調査していただいて、最善策をとっていただくということは、重々必要なことだろうと思います。

それでは、環境団体の方とも、良く連絡をとっていただいて、進めていただくということにしたいと思います。それで、この貴重種の件につきましては取扱注意ということで、外に漏らさないようにしていただきたいと思います。そういうことを踏まえまして、ただ今の発言に対しまして、異論がないようですので、本案を承認することとしてよろしいか諮りたいと思います。

【各委員】 異議なし。

【会 長】 それでは、異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

(4) その他

① 都市計画審議会の公開に関する要綱(案)について

審議会をより開かれたものとし、市民との情報の共有化や都市計画決定手続きの透明化を進めていくとともに、審議会の円滑な運営を図るため、公開について必要な事項を「帯広市都市計画審議会の公開に関する要綱(案)」として定めるものです。

○ その他事項に係る審議

上記の事項について審議が行われ、条文を一部修正することで、承認されました。事務局からの説明及びその他事項に係る委員からの主な意見・質疑は以下のとおりです。

(事務局からの説明)

要綱を作成するにあたっての背景は、「市民協働のまちづくり」という観点から、「市民との情報の共有化」、「知る権利の保障」をしていきたいということと、「都市計画決定上の手続き」の中で、「手続きの透明化」、「住民参加の機会拡大」、「説明責任の遂行」などがあります。こういったことから、より一層の情報公開が求められていると考えています。また、昨年7月に開催しました第2回都市計画審議会においても、傍聴者がいましたことから、今回、要綱を定めていきたいと考えています。

審議会の公開に関する基準ですが、都市計画審議会においては、「帯広市都市計画審議会の運営について」(審議会申し合わせ事項)の中で「原則会議の公開」と記載されています。

また、都市計画審議会を含めた、帯広市全体の附属機関等の定めが二つありまして、一つは「附属機関等の効率的運営及び活性化に関する基本方針」。これは総務部長の通知ですが、この中では、「公開については、各附属機関の判断による」となっています。もう一方の「附属機関等に係る情報公開の充実について」は行政推進室長の通知ですけども、この中では、「原則公開ということで、具体的な方法については触れられていない」というのが現状です。そこで、非公開の決定方法や傍聴手続きなどが不十分でありますので、この辺を具体的に要綱化して行って、これに基づき公開を進めていきたいと考えているものです。

要綱の内容ですが、第1条から第11条まであり、かいつまんで、説明をさせていただきます。

まず、「非公開の決定方法」、第2条になりますが、原則として公開し、会長が公開す

ることが適当でないときとは認めるときは非公開とするものです。

「非公開とする事項」は、(1)プライバシーの保護、(2)企業の秘密・情報を保護、(3)方針が未決定のため、公開することにより混乱を招くおそれのあるもの、(4)利害関係者があり、公開することにより、特定の者に不利益を与えるおそれのあるもの、こういったものについては非公開とし、それ以外については公開していきたいと考えています。

次に、「傍聴手続き」ですが、第4条になります。希望者は受付票に住所、氏名を記入し、定員は10名程度と考えています。10名を超えた場合は抽選を行いたいと思います。

次、「傍聴者の遵守事項」を第6条、「写真、ビデオ撮影、録音の禁止」を第7条に定めています。

次に、「傍聴人の退場」は、第8条になりますが、傍聴人が要綱の第6条、7条に違反したとき、または非公開となったときは退場をしていただくということを定めたものです。

次、「会議資料の配付」は、第9条になりますが、傍聴人の方にも会議の次第、議案内容に関する資料は配付していきたいと考えています。

最後に、「報道関係者の取扱」ということで、第10条になりますが、報道関係者については、会議を公開する場合は傍聴することができますし、会議の冒頭に限り、写真、ビデオ撮影、録音することを認めるというものです。

(委員からの主な意見・質疑)

【D委員】 第4条の『傍聴人の定員を10名程度とする。』ということ、その他の帯広市の附属機関等との整合性や、10名程度の根拠はあるのでしょうか。あえて10名程度を上限とした理由、例えば、他の都市の審議会が10名程度だから、10名程度としたのか、あるいは別な事情があったのかを教えてください。

【会 長】 事務局の方いかがでしょう。10名の根拠は。

【事務局】 現在の帯広市における附属機関等において定員の定めはありませんが、10名については、北海道都市計画審議会の要綱や他都市の都市計画審議会の傍聴要綱などを参考にして、10名程度と決めさせていただきました。

【D委員】 今、何名程度がいいかどうか、ちょっとはっきりしたことは言えないですが。これは議会も含めた、他のこの審議会等についても、人数制限をしていないとすれば、果たして10名程度と規定することがどうかと思わないわけでもないですね。膨大な数の方、全員に資料を準備しなければならないということになれば、限りがありますから、一定程度の制限が必要かもしれませんが、傍聴そのものを制限するのはどうかという気がします。

【会 長】 特に、人数を設けないでということでしょうか。

【D委員】 他の協議会などで、そういう数字が出ているのでしたら、それと合わせた方がよいのではないかと思います。都市計画審議会だけ、なぜ10名程度なのかということになるのかなと思います。

【会 長】 市の他の審議会なり、委員会等で、一般の方の傍聴を認めている会議はだいたいどれくらいと書いてあるんですか。

【事務局】 特に、決めるはないです。

- 【会 長】 これが、最初になるそうです。
- 【D委員】 それは逆にいえば、基準になる可能性がありますよね。ちょっと考えてしまいます。
- 【C委員】 従前、この会議の傍聴を希望した人は、1回につき、もしくは年間で何人位いるのですか。
- 【事務局】 最近では、昨年7月に開催しました第2回都市計画審議会の1名だけです。
人数について、もう少し補足いたしますと、確かに会場の話がありまして、いつも大人数の方が来られるという想定になりますと、なかなか会場の確保が難しいというのが一つ。委員さんの数より傍聴人さんの数が余りに多いと、自由な発言といった、審議会そのものへの影響があるのではないかとということも踏まえて、10名程度という数字を案として出せていただいております。
- 【会 長】 この傍聴の手続きは、直前10分前までに来れば、傍聴できるということですので、その時にならないと人数がわからなくて、30人来られて、会場が移るかということも、いかかがなものかという気がします。委員の数が17人ということですので、これとのバランスを考えてというのが事務局からの説明です。
- 【A委員】 マスコミさんはどうなるのでしょうか。例えば、非公開にした場合は、マスコミの方にも出ていただくことになるのか、また、傍聴の定員の中に、マスコミの方が含まれるのか、その辺を説明いただきたいのですが。
- 【事務局】 傍聴の定員には報道機関の方は含まれません。また、非公開になりますと、マスコミの方にも退場をお願いすることになります。
- 【会 長】 先ほどのD委員さんの意見については、10名というのは、未来永劫これで行くというわけではなくて、人数が恒常的に多くなるようであれば、当然見直しも必要になってくるだろうと思いますが、差し当たりは10人としておいて、問題ないという気はしますが、いかがでしょうか。
- 【D委員】 数字が出されたものだから、こだわってしまっ。特に、今までの実績がどの程度だったかということもありますし、ここに書いてなければ特に何も意識しなかったのでしょうか。今まで整備がされていなかったから、整備をしますということであれば、それはそれで理解はいたします。
- 【E委員】 特別な案件でない限りは、そんなに傍聴者も来ないし、別に10人でも、5人でも、何人でも良いんですけど。ただやっぱり、大きな問題、まちを二分するような問題が起きたときには、10人以上は来ると思います。市民は知る権利があるし、見る権利があるわけですから。また、その時には会長の判断で、10人に限定せず、原則10人程度とした方が良いと思います。そういう本当に重大な問題が起きるときには、会長の判断で定員を増やすことができるようにしておいた方が良くと思います。
- 【会 長】 状況に応じて判断するよということを、要綱の中でどういう表現にすれば、それが担保したことになるのでしょうか。
- 【E委員】 原則を入れればいいでしょ。原則論にしておけば。

- 【C委員】 第4条第3項を「決定することができる。」ではどうでしょうか。
- 【D委員】 むしろ、ない方がよい。抽選という具合にいつてしまうと。
- 【E委員】 抽選は入れない方がよい。
- 【D委員】 10名程度とするだけにしておけば、今言ったように、幅もあるし、抽選となると、抽選漏れがでてくる。
- 【会 長】 定員を超えたときには、会長が判断するという感じにした方がいいでしょうか。抽選すると制限するような表現ではなくて、会長が判断するというふうに変えた方がよいかもしれませんね。では、そのように変えていただくということでいかがでしょうか。
- 【各委員】 異議なし。
- 【会 長】 具体的な表現については、事務局にお任せしますので、「抽選する」というのではなくて、「会長が判断する」というような表現に変えていただきたいと思います。
- 【A委員】 市民との情報の共有化、市民の知る権利の保障という背景から、今この話が出てきましたので、もっと傍聴に参加してもらおう取組をするべきではないかと思えます。
- もっと市民の方に、日頃から見ていただいたり、聞いていただいたりして、まちづくりに関して、興味を持っていただいたり、あとは理解を深めていただいたりすることが必要で、そういう観点から、こういう話になったのだと思います。是非、参加してもらおう仕組みを検討いただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。
- 【会 長】 事後については、会議の内容について、市のホームページに公表されていると思いますが、事前に、今度こんなことを議論しますとかそういうことを。
- 【事務局】 この要綱が決まりましたら、ホームページなどで傍聴もできますというのは掲載していきたいと考えています。
- 【会 長】 例えば、今日、21日はこんなことをしますとか、事前に一般の市民の方が知ることやられているのでしょうか。
- 【事務局】 会議開催については、報道の皆様には事前にお知らせしているのですが、一般の方にはお知らせしていないというのが現状でしたので、新年度は、事前に市民への開催案内を検討してみたいと思っています。
- 【F委員】 広報には出せないのでしょうか。
- 【事務局】 会議の開催が2、3週間前くらいにならないと決まらない部分がありまして、広報に載せるタイミングとうまく合わないのが現状です。広く市民に周知するとしたら、現状としては、やはりホームページの活用かなと考えています。
- 【会 長】 現実的には、ホームページを見ていただくしかないかなと思いますが、せっかく、公開するというので要綱も作りましたので、見に来ていただくという方向

で調整していただきたいと思います。

【B委員】 第9条の会議資料の配付、傍聴人には配付します、これ回収はするのでしょうか。少なくとも、土地の権利及びそのようなことに関わる案件があって、その業界関係者が事前に情報を手に入れられるというような状況になってしまうというのはどうかと思います。

情報公開というのは非常に大切なことですが、特に、この都市計画審議会というのは、土地の権利に関わるようなこと、特に用途が変わるとか、結構それによって値段が変わるとか、そういうお金に絡む話も出てくるので、配付したものをどうするのかということをおちょっと聞きたいというのが一つ。

今まで、例えば、今年22年度でやっていたような会議の中で、非公開というのはあったのか。例えば、今日はどうでしょうか、これは完全に公開できるのでしょうか。それとも、非公開にしなければならないのでしょうか。そういうことを教えてもらえませんか。

【事務局】 今日の案件については公開して問題ないと思っています。基本的に、非公開にする場合は当然資料は出しません。公開する場合は原則、資料は配付しますが、回収はしないと考えています。

B委員の心配な部分については、この1から4のどれかに該当する部分になるのではないかと想定されますので、その場合については非公開の形で審議することをお願いしたいと思います。

【B委員】 最近の会議ではどれにあたりますか。

【事務局】 最近の会議では、前回の「自転車歩行者道の基本的な考え方(案)」というのがありまして、非公開という形をとらせていただきました。これは、非公開の(3)、方針が帯広市として未決定のため、公開することにより、混乱を招くおそれがあるという我々の判断のもとで、非公開とさせていただいたものがあります。

基本的には、公開を前提に行いますが、今言われたように、大きな利害が絡む問題など、私権の制限をしますので、そういうケースについては非公開になると思っています。

【会長】 事前に、全てのことについて、どうするかということは決めがたいところがありますので、その時々で判断していかなければならないと思いますが、基本は原則公開で進めていきたいと思っています。

他の方でいかがでしょうか。他に、異論、ご質問がないようですので、このように要綱を定めることとしてよろしいでしょうか。一部、条文の修正がありますが、この部分を含めまして、定めることについて、よろしいかお諮りしたいと思います。

【各委員】 異議なし。

【会長】 それでは、異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。

— 了 —